

議第 1 4 号

王滝村むらづくり寄付条例の一部を改正する条例について

王滝村むらづくり寄付条例（平成 18 年王滝村条例第 24 号）の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 9 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 8 年 月 日 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

(別紙)

王滝村むらづくり寄付条例の一部を改正する条例（案）

王滝村むらづくり寄付条例(平成18年王滝村条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

(3)環境保全（地球温暖化対策等）に関する事業

第3条に次の1号を加える。

(6)その他目的達成のために村長が必要と認める事業

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

王滝村むらづくり寄付条例の一部を改正する条例について

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
<p>(寄付金の使途指定等)</p> <p>第3条 寄付者は、自らの寄付金の使途について、次の各号のうちからあらかじめ指定することができる。なお、指定のない寄付金については、村長が指定を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 環境保全(地球温暖化対策等)に関する事業</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p><u>(6) その他目的達成のために村長が必要と認める事業</u></p>	<p>(寄付金の使途指定等)</p> <p>第3条 寄付者は、自らの寄付金の使途について、次の各号のうちからあらかじめ指定することができる。なお、指定のない寄付金については、村長が指定を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 自然エネルギーの利用促進に関する事業</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p>